

入間市建築物耐震改修促進計画

平成 2 1 年 3 月

入間市

入間市建築物耐震改修促進計画

目 次

第 1 章 計画の目的等

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的と位置づけ	2
3	計画期間	2
4	対象となる区域及び建築物	3
5	想定される地震及び被害	6

第 2 章 建築物の耐震化の現状と目標

1	国及び県の建築物の耐震化の現状と目標	10
2	住宅の耐震化	10
3	特定建築物等の耐震化	12

第 3 章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	耐震化に関する市民意識の現状	17
2	耐震化の促進に関する基本的な考え方	18
3	耐震化を促進するための施策	19

第 4 章 その他耐震化促進に関する事項

1	優先的、重点的に耐震化すべき区域及び建築物の設定	23
2	関係団体等による協議会の活用	23
3	市有建築物の耐震化の基本方針	24
4	関連制度の活用	25
5	計画の進行管理	26

資料編		27
-----	--	----

『※印』がついた用語については資料編の用語解説を参照して下さい。

第1章 計画の目的等

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、約25万棟に及ぶ住宅及び建築物の倒壊など（10万棟を超える家が全壊）甚大な被害をもたらしました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人で、さらに、この約9割の4,831人が住宅及び建築物の倒壊などによるものであったと報告されています（平成7年度版「警察白書」）。

この教訓を踏まえ、国は平成7年10月*「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「耐震改修促進法」という。）を制定しました。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、能登半島地震（平成19年3月）などの大地震が頻発しています。さらに最近では、新潟県中越沖地震（平成19年7月）や、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）など、わが国において、大地震はいつ、どこで起きてもおかしくないという認識が高まっています。

*建築物の耐震化については、国の中央防災会議で決定された地震防災戦略（平成17年3月）や建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において10年後に死者数及び経済被害額の被害想定から半減させるという目標が定められました。この目標を達成するためには、住宅の耐震化（現在の住宅の*耐震化率約75%を10年後に9割とすることを目標設定）が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

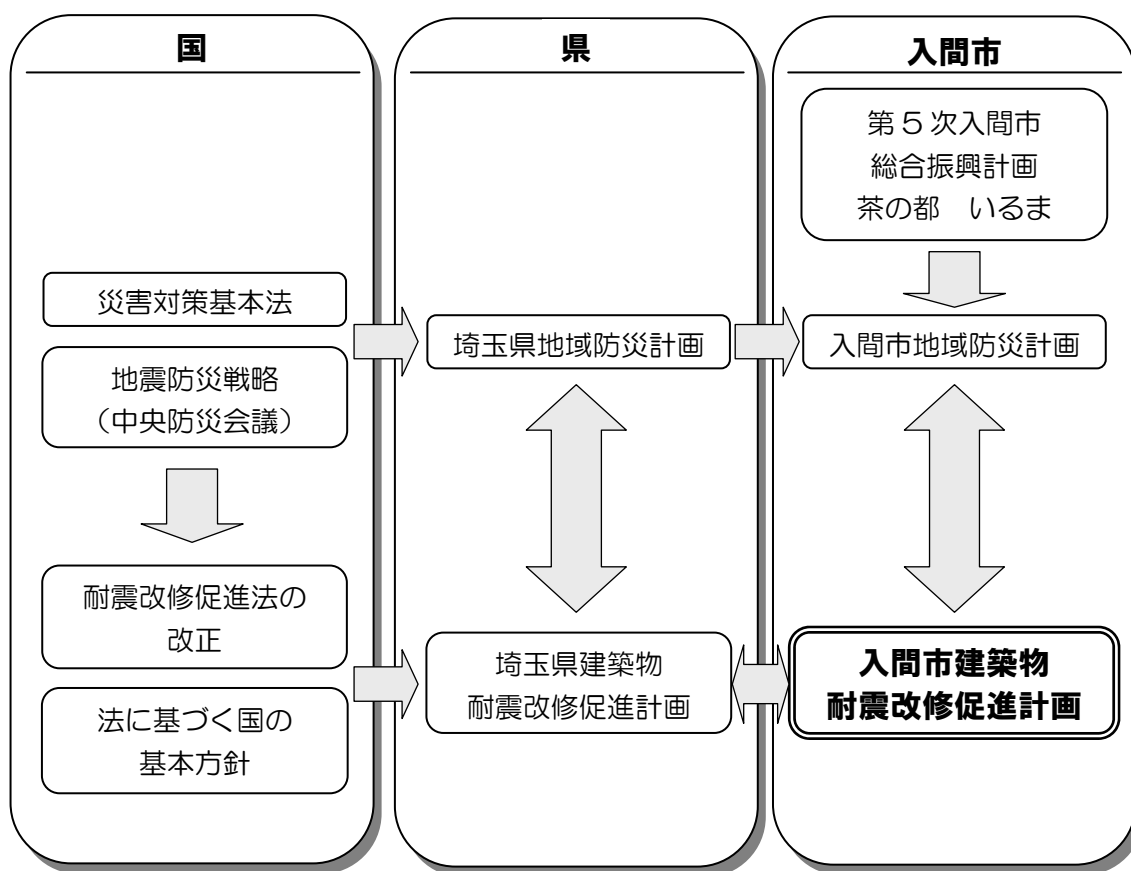
このような背景のもと、地震防災推進会議の提言などを踏まえて、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の*耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に耐震改修促進法が改正（平成18年1月施行）されました。

改正法では、第5条第1項に国土交通大臣が定める基本方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、*都道府県耐震改修促進計画を定めることが規定されており、県では平成19年3月に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）を策定し、既存建築物の耐震改修などを含む耐震化施策を総合的に進めています。

2 計画の目的と位置づけ

本計画は、「安全で安心して暮らせるまちの実現」を目指し、住宅及び建築物の耐震化を促進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による建築物の倒壊等の被害から保護することを目的として、耐震改修促進法第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針及び県計画を勘案し、入間市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）として策定するものです。

本計画は入間市総合振興計画、*入間市地域防災計画等との整合を図るものとします。



▲図 1-1 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は国の基本方針及び県計画との整合を図るため、平成 21 年度から平成 27 年度までの 7 年間とします。

また、計画及び事業の進捗状況や目標に対する検証を行い、必要に応じて計画や目標の見直しを行いません。

4 対象となる区域及び建築物

(1) 対象となる区域

本計画の対象区域は、市全域とします。

(2) 対象となる建築物

本計画の対象とする建築物は、原則として建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)における*新耐震基準前に着工された住宅及び耐震改修促進法第 6 条に規定する特定建築物等とします。

▼表 1-1 対象建築物

区分	種類	内容
民間建築物	住宅	○戸建住宅、長屋、共同住宅を含む全ての住宅
	特定建築物等	○耐震改修促進法第 6 条に規定する特定建築物 (表 1-2)のうち、民間が所有する建築物
市有建築物	特定建築物等	○市所有特定建築物等 ○避難所等となる建築物 ○災害時に拠点等となる建築物

【※特定建築物】

耐震改修促進法第6条に定める特定建築物の用途及び規模等の要件は、以下のとおりです。

▼表 1-2 耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物一覧表

法6条	法での用途区分		特定建築物の規模要件 (地上階数、延床面積)	指示対象となる 規模要件 (延床面積)
第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積含む。)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
	体育館(一般公共の用に供されるもの。)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第2号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上	—	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物(表1-3参照)	500㎡以上	
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		一定の高さ以上の建築物 (図1-2参照)	—	

【危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

耐震改修促進法第6条第2号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件である危険物の種類及び数量は、以下のとおりです。

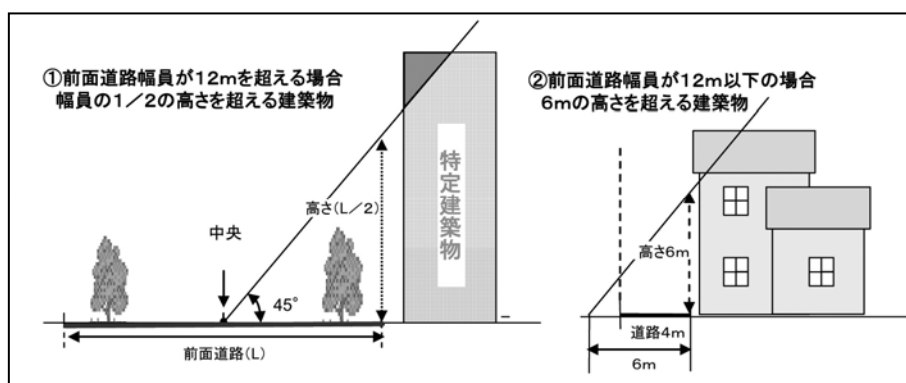
▼表 1-3 耐震改修促進法第6条第2号に規定する特定建築物

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
4. マッチ	300 マッチトン ^(注)
5. 可燃性のガス(6及び7を除く。)	2 万m ³
6. 圧縮ガス	20 万m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

(注) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

【地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物】

耐震改修促進法第6条第3号に定める地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物は、以下のとおりです。



▲図 1-2 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物

(出典：「建築物の耐震改修に関する法律の一部を改正する法律」の施行について
国土交通省 平成18年1月)

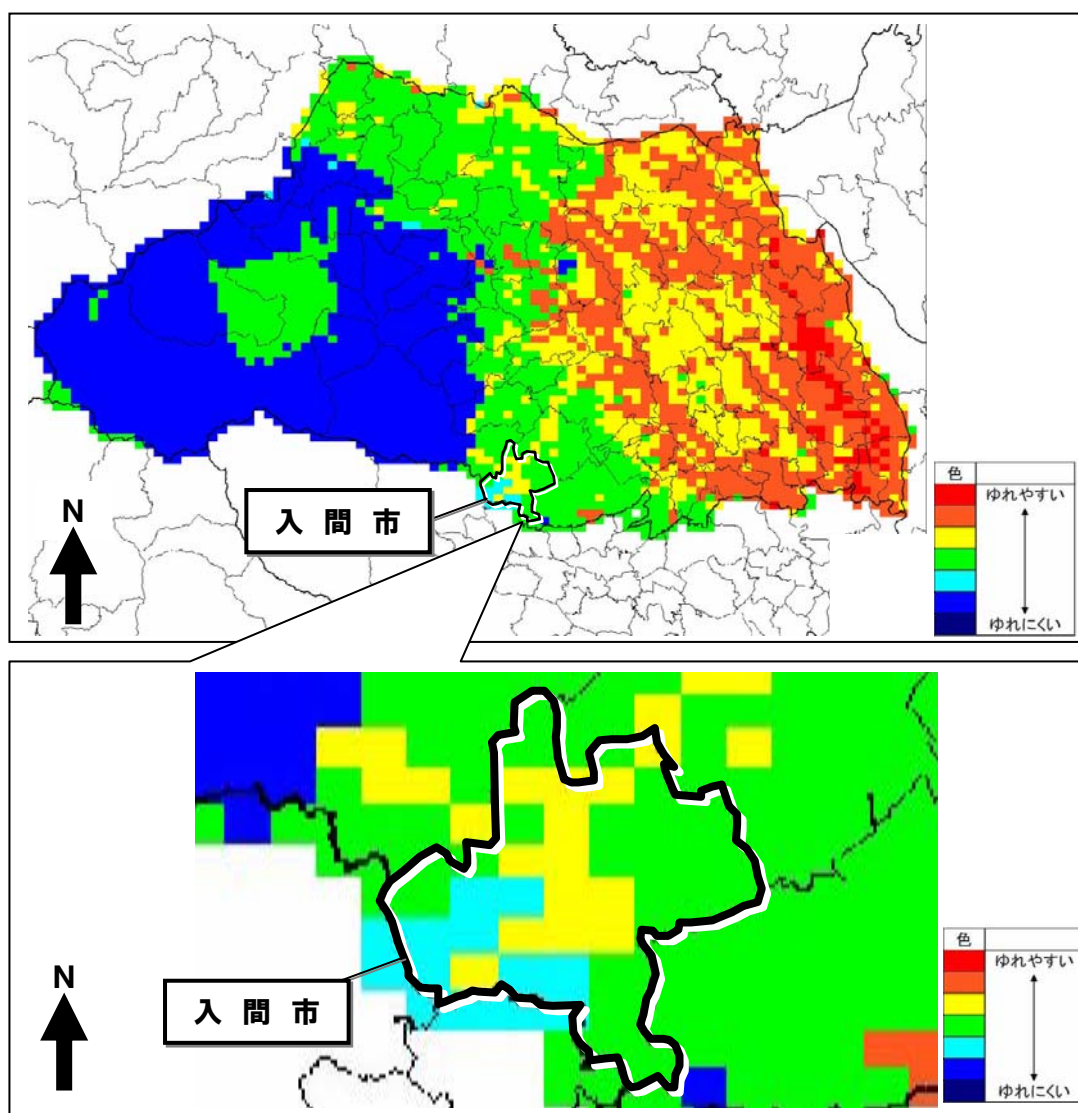
5 想定される地震及び被害

(1) 地震環境

国の中央防災会議においては、*震度分布の推計など一連の調査結果を基に相対的な*表層地盤の揺れやすさを示す地図（揺れやすさマップ）を公表しています。

埼玉県においては、県南東部が地震の影響により比較的大きな揺れが想定されています。また、荒川、利根川、江戸川などの河川や河川流域周辺などの低地に沿った地域では、表層地盤が軟らかいため揺れやすくなっています。一方、山間部では比較的揺れにくくなっています。

入間市では南西部が比較的揺れにくいと想定されています。



▲図 1-3 揺れやすさマップ（上：埼玉県、下：入間市）

（出典：内閣府中央防災会議 平成 17 年 10 月）

（注）掲載画像は、震度ではなく表層地盤の揺れやすさを示すものであり、市が公表する防災ハザードマップとは性格の異なるものである。

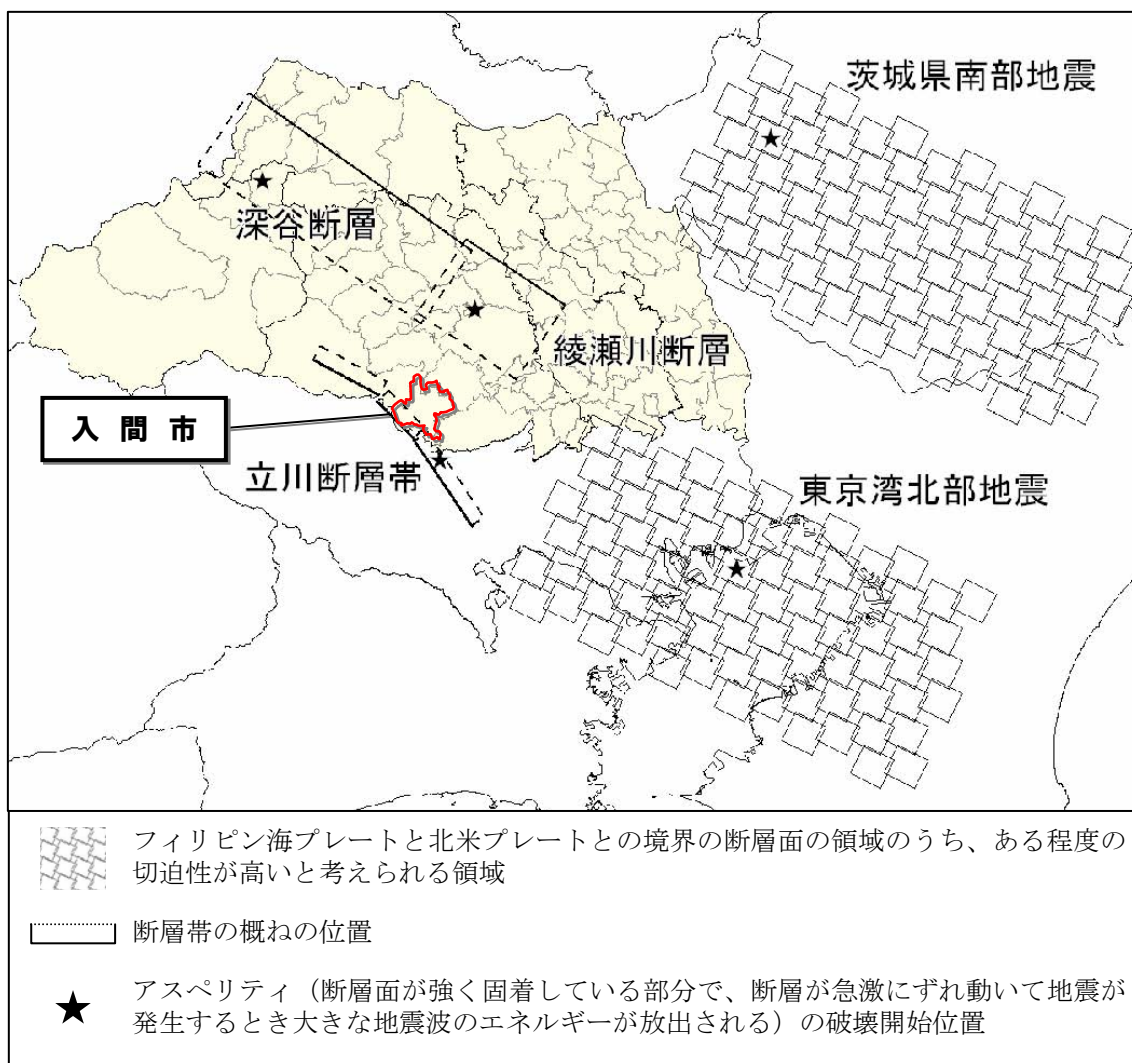
(2) 想定される地震の規模・被害

県では「埼玉県地震被害想定調査」をこれまでに計4回実施しています。最近の調査である第4回目の「埼玉県地震被害想定調査（平成19年11月公表）」は、地震被害の減災に取り組む震災対策行動計画を策定するために実施したもので、前回の調査（平成8～9年）から10年が経過し、社会的、経済的条件が大きく変化していること、国などの最新の調査研究により、東京湾北部地震の切迫性や県内活断層による地震発生の危険性が指摘されていることなどが背景にあります。

この調査では、以下の5つの想定地震について建物、人的、ライフラインなどの被害想定結果が示されています。

▼表 1-4 埼玉県地震被害想定調査における想定地震

想定地震	*マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	*プレート境界で発生する地震	首都圏直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いものを想定
茨城県南部地震	7.3		
立川断層帯による地震	7.4	*活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
深谷断層による地震	7.5		
綾瀬川断層による地震	6.9		



▲図 1-4 想定地震の断層位置図

(出典：平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査報告書)

これらの地震による入間市の被害想定結果は表 1-5 のとおりです。想定された地震のうち、特に入間市における影響が大きいものは「立川断層帯による地震」であり、建物の全壊数は 328 棟、半壊数は 2,239 棟となっています。

▼表 1-5 埼玉県地震被害想定調査(平成 19 年 11 月)における被害想定結果(入間市)

大項目	小項目	条件	被害内容	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	立川断層 地震	深谷断層 地震	綾瀬川 断層地震	
建物	木造		全壊数(棟)	5	0	303	0	0	
			全壊率(%)	0.01	0.00	0.86	0.00	0.00	
			半壊数(棟)	272	4	2,126	146	34	
			半壊率(%)	0.78	0.01	6.06	0.42	0.10	
	非木造		全壊数(棟)	1	0	25	0	0	
			全壊率(%)	0.01	0.00	0.28	0.00	0.00	
			半壊数(棟)	19	1	114	11	3	
			半壊率(%)	0.21	0.01	1.27	0.12	0.04	
	全建物		全壊数(棟)	6	0	328	0	0	
			全壊率(%)	0.01	0.00	0.75	0.00	0.00	
			半壊数(棟)	291	5	2,239	157	37	
			半壊率(%)	0.66	0.01	5.09	0.36	0.08	
火災	冬 18 時	炎上出火数	0	0	5	0	0		
		焼失数(棟)	0	0	1,221	0	0		
		焼失率(%)	0.00	0.00	2.77	0.00	0.00		
人的被害(人)	建物・火災 などによる死者	冬 18 時	建物倒壊 ブロック塀 など	0	0	13	0	0	
			火災	1	0	2	1	1	
			合計	0	0	5	0	0	
			合計	1	0	21	1	1	
	死傷者	夏 12 時	死者	1	0	9	1	0	
			負傷者	7	1	33	8	4	
			軽症者	35	2	239	25	10	
		冬 5 時	死者	0	0	21	0	0	
			負傷者	1	0	29	0	0	
			軽症者	50	1	449	27	6	
		冬 18 時	死者	1	0	21	1	1	
			負傷者	11	1	67	13	7	
			軽症者	51	3	389	39	16	
		避難者		1 日後	5,355	548	14,083	732	103
				4 日後	4,244	429	12,051	603	88
				1 ヶ月後	277	5	4,797	145	35
	合計			10,876	1,082	30,931	1,480	226	
	帰宅 困難者	夏 12 時	外出先) 県内	3,413	1,060	3,413	2,359	905	
			外出先) 都内	21,076	6,681	21,076	115	115	
			外出先) 他県	1,205	1,167	1,205	1,015	977	
			合計	25,694	8,908	25,694	3,489	1,998	
		冬 18 時	外出先) 県内	1,909	593	1,909	1,319	506	
			外出先) 都内	11,788	3,737	11,788	64	64	
			外出先) 他県	674	653	674	568	547	
合計			14,371	4,982	14,371	1,951	1,118		
ライフライン	上水道		被害箇所数	38	5	78	5	1	
			断水人口	21,690	2,307	42,358	2,500	290	
	下水道		被害延長(km)	80.8	54.3	96.7	76.7	64.7	
			機能支障人口	24,676	16,596	29,554	23,436	19,766	
	都市 ガス		供給停止件数	3,683	0	16,699	0	0	
			供給停止率 (%)	18.07	0.00	81.93	0.00	0.00	
	電力	地震 直後	停電世帯数	138	0	8,203	8	0	
			停電率(%)	0.26	0.00	15.38	0.01	0.00	
		1 日後	停電世帯数	21	0	2,691	1	0	
			停電率(%)	0.04	0.00	5.05	0.00	0.00	
	電話		不通回線数	1	0	1,574	0	0	
			不通率(%)	0.00	0.00	2.83	0.00	0.00	

(注) 小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがあります。

季節・時刻の条件を示していないものは被害が最大の場合の想定結果であり、また、それぞれの項目について風速が最大の場合の結果を示しています。

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 国及び県の建築物の耐震化の現状と目標

住宅・建築物の地震防災推進会議（国土交通省）の「提言 住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」（平成17年6月）では、人的被害などを軽減させるため、住宅及び特定建築物の耐震化目標を10年後（平成27年）に9割とすることとしています。

そして、その提言を受け、「国の基本方針」において、改めて、住宅及び特定建築物の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標が設定されたことから、県では、住宅の耐震化率については現状の73%を90%に、特定建築物のうち県有建築物では現状91%を100%に、市町村有建築物は53%を用途ごとに95%又は100%、民間建築物は64%を用途ごとに90%又は95%と目標を設定しています。

2 住宅の耐震化

(1) 住宅の耐震化の現状

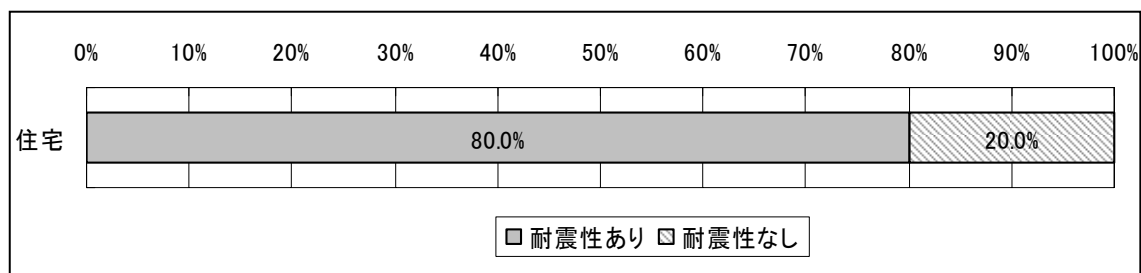
平成20年現在の市内の住宅総数は61,609戸です。

新耐震基準前に建築された住宅は18,259戸あり、そのうち、耐震性があると想定される住宅は5,966戸です。新耐震基準以降に建築された住宅43,350戸とあわせて49,316戸が耐震性があると想定される住宅であり、住宅の耐震化率は80.0%となっています。

▼表 2-1 住宅の耐震化の現状

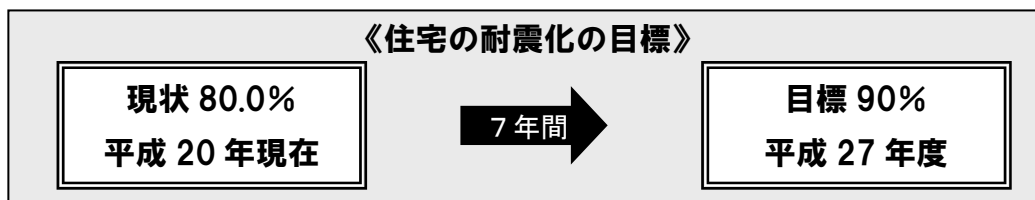
	旧耐震基準の住宅			新耐震基準の住宅	計	耐震化率
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e (=a+d)	f (=c+d) / e
住宅	18,259	12,293	5,966	43,350	61,609	80.0%

(注) 旧耐震基準の住宅で、耐震性が不明なものについては「耐震性なし」として計上しています。



▲図 2-1 住宅の耐震化の現状

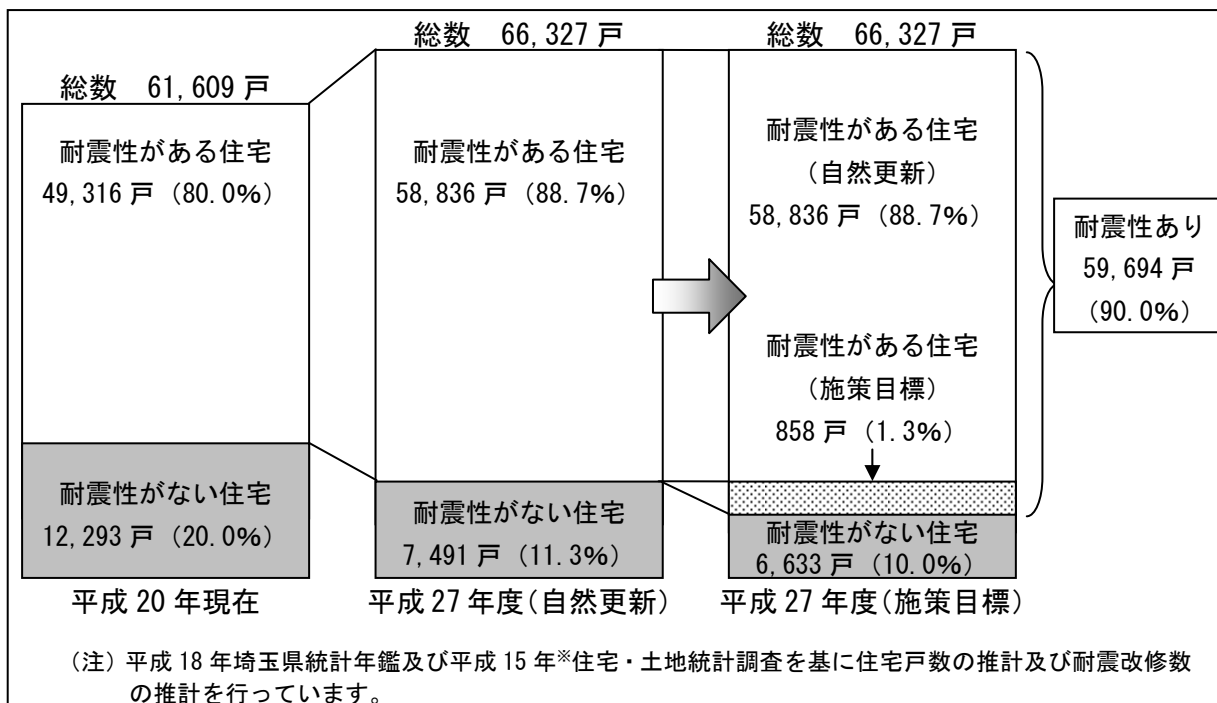
(2) 住宅の耐震化の目標



住宅については、国の基本方針及び県計画を踏まえ、地震による被害の軽減を図ることを目指し、平成 27 年度末の目標耐震化率を 90%とします。

住宅の建築や耐震改修等が現状のペースで推移すると、平成 27 年度末時点での耐震性がある住宅数は 58,836 戸、耐震化率 88.7%と推計^(注)されます。

住宅の耐震化率を 90%にするためには、現状のペースに上乗せして、施策目標として 858 戸の耐震化が必要となります。



▲図 2-2 住宅の耐震化の推移 (推計)

▼表 2-2 住宅の耐震化の推移 (推計)

	旧耐震基準の住宅			新耐震基準の住宅	計	耐震化率
	耐震性なし	耐震性あり				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=c+d)/e
平成 20 年現在	18,259	12,293	5,966	43,350	61,609	80.0%
平成 27 年度(自然更新)	14,444	7,491	6,953	51,883	66,327	88.7%
平成 27 年度(施策目標)	14,444	6,633	7,811	51,883	66,327	90.0%

(注) 平成 18 年埼玉県統計年鑑及び平成 15 年住宅・土地統計調査を基に住宅戸数の推計及び耐震改修数の推計を行っています。

旧耐震基準の住宅で、耐震性が不明なものについては「耐震性なし」として計上しています。

3 特定建築物等の耐震化

(1) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号関係）

多数の者が利用する建築物（特定建築物等）については、表1-2にある用途区分を以下のように分類し、現状及び目標を整理します。

▼表 2-3 特定建築物等の施設区分

施設区分	施設例
学校	市立小中学校、私立学校、幼稚園等
病院・診療所	病院、診療所等
劇場・集会場等	劇場、集会場、映画館、公会堂等
店舗等	店舗、飲食店、銀行等
ホテル・旅館等	ホテル、旅館、宿泊施設等
賃貸共同住宅等	賃貸共同住宅、寄宿舎、市営住宅等
社会福祉施設等	老人福祉センター、保育所等
消防庁舎	消防本部、消防分署等
その他一般庁舎	市役所本庁舎、図書館等
その他	運動施設、遊技場、工場等

ア) 特定建築物等の耐震化の現状と目標

多数の者が利用する建築物の現在の耐震化率は65.9%となっています。

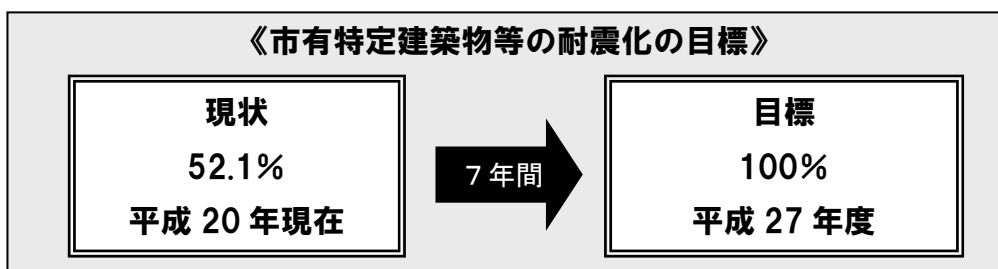
耐震化の目標については、建築物によって役割や現状の耐震化率などに違いがあるため、市有建築物と民間建築物とに分けて目標耐震化率を定めます。

▼表 2-4 特定建築物等の耐震化の現状

市有建築物 及び 民間建築物	旧耐震基準の建築物			新耐震基準 の建築物	計	耐震化率
	耐震性		d			
	なし	あり				
a	b	c	e (=a+d)	f (=c+d) / e		
学校	80	69	11	52	132	47.7%
病院・診療所	7	7	0	9	16	56.3%
劇場・集会場等	3	3	0	2	5	40.0%
店舗等	2	2	0	50	52	96.2%
ホテル・旅館等	0	0	0	5	5	100.0%
賃貸共同住宅等	110	110	0	195	305	63.9%
社会福祉施設等	6	6	0	5	11	45.5%
消防庁舎	1	1	0	0	1	0.0%
その他一般庁舎	1	1	0	0	1	0.0%
その他	83	83	0	215	298	72.1%
合計	293	282	11	533	826	65.9%

(注) 旧耐震基準の建築物で、耐震性が不明なものについては「耐震性なし」として計上しています。

イ) 市有特定建築物等の耐震化の現状と目標



平成 20 年現在、市有特定建築物等は 121 棟です。このうち*耐震診断が未実施、又は耐震診断の結果耐震性がない建築物は 58 棟あり、耐震化率は 52.1%となっています。

市有建築物は、利用者の安全確保だけではなく、災害時の避難施設や拠点施設等としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。

これらの現状を踏まえ、市有特定建築物等の目標耐震化率を 100%とし、耐震化に努めます。

なお、耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定する特定建築物以外の市有建築物においても耐震化に努めるものとします。

▼表 2-5 市有特定建築物等の耐震化の現状と目標

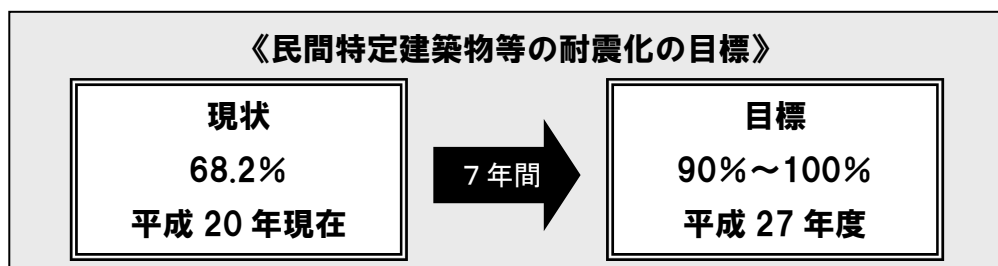
市有建築物	旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物	計	耐震化率	目標耐震化率
	耐震性なし	耐震性あり					
	a	b	c				
	d	e (=a+d)	f (=c+d) / e				
学校	57	46	11	36	93	50.5%	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	3	3	0	1	4	25.0%	100%
店舗等	—	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—	—
賃貸共同住宅等	4	4	0	4	8	50.0%	100%
社会福祉施設等	2	2	0	3	5	60.0%	100%
消防庁舎	1	1	0	0	1	0.0%	100%
その他一般庁舎	1	1	0	0	1	0.0%	100%
その他	1	1	0	8	9	88.9%	100%
合計	69	58	11	52	121	52.1%	100%

(注) 目標耐震化率の合計欄は各用途の平均耐震化率となります。

旧耐震基準の建築物で、耐震性が不明なものについては「耐震性なし」として計上しています。

「学校」の数値については、「入間市学校施設耐震化推進計画」による。

ウ) 民間特定建築物等の耐震化の現状と目標



平成 20 年現在、民間特定建築物等は 705 棟です。このうち耐震診断が未実施、又は耐震診断の結果耐震性がない建築物は 224 棟あり、耐震化率は 68.2%となっています。

これらの現状を踏まえ、民間特定建築物等の目標耐震化率を用途毎に 90%、95%又は 100%とし、県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

▼表 2-6 民間特定建築物等の耐震化の現状と目標

民間建築物	旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物	計	耐震化率	目標耐震化率
	耐震性なし	耐震性あり					
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=c+d)/e)	
学校	23	23	0	16	39	41.0%	90%
病院・診療所	7	7	0	9	16	56.3%	90%
劇場・集会場等	0	0	0	1	1	100.0%	100%
店舗等	2	2	0	50	52	96.2%	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	5	5	100.0%	100%
賃貸共同住宅等	106	106	0	191	297	64.3%	90%
社会福祉施設等	4	4	0	2	6	33.3%	95%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—	—
その他	82	82	0	207	289	71.6%	90%
合計	224	224	0	481	705	68.2%	94.4%

(注) 目標耐震化率の合計欄は各用途平均耐震化率となります。

旧耐震基準の建築物で、耐震性が不明なものについては「耐震性なし」として計上しています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(耐震改修促進法第6条第2号関係)

耐震改修促進法第6条第2号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物は、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物のうち、新耐震基準以前の建築物で、耐震性のないものが対象となります。

平成20年現在、耐震改修促進法第6条第2号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物は2棟あり、県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

▼表 2-7 危険物の貯蔵場、処理場の用途に供する建築物の現状

特定建築物（法第6条第2号）	旧耐震基準の建築物
危険物の貯蔵場・処理場	2

(注) 危険物の貯蔵場、処理場はいずれも民間建築物です。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道の建築物

(耐震改修促進法第6条第3号関係)

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路などがあります。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられることのないように、耐震診断・耐震改修の促進を図る必要があります。

このうち、埼玉県地域防災計画に定められた第一次特定緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送などの観点から、県計画における地震発生時に通行を確保すべき道路として指定されています。それらの道路沿道の建築物のうち耐震改修促進法第6条第3号に定める特定建築物について、県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

▼表 2-8 緊急輸送道路等沿道建築物の現状

対象路線	平成20年現在要件該当棟数
第一次特定緊急輸送道路	9
第二次緊急輸送道路	10

(注) 緊急輸送道路等沿道建築物はいずれも民間建築物です。

▼表 2-9 地震発生時に通行を確保すべき道路（市内分）

区分	第一次特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	地域内の防災拠点などを連絡する路線
該当路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 16 号 ・ 首都圏中央連絡自動車道 ・ 国道 299 号（バイパス） ・ 国道 299 号 ・ 国道 463 号（バイパス） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 463 号 ・ 県道川越入間線 ・ 県道馬引沢飯能線



▲図 2-3 緊急輸送道路位置図

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化に関する市民意識の現状

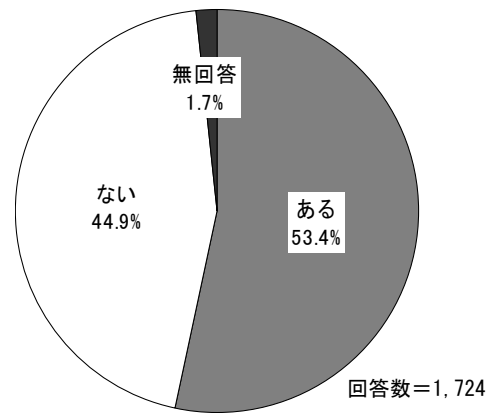
市では、市民の意見を今後の市政に役立てるために、「入間市市民意識調査」を定期的に実施しています。

平成17年度に実施した「第8回入間市市民意識調査」の結果より、防災に関する市民意識については、地震などの防災対策に対する関心が高まっているなか、実際に災害時に対する何らかの準備をしている人の割合は5割を超えています。

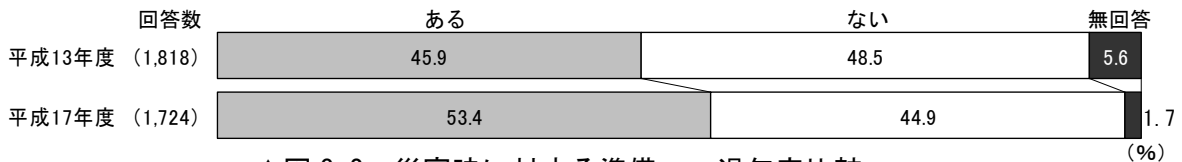
ところが、災害に対する準備の内容をみると地震時の安全対策（住まいの耐震診断・耐震改修やガラスの飛散防止等）を講じている人の割合は低くなっています。

住まいの耐震診断・耐震改修を行ったあるいは行う予定がある人は3.7%に留まっています。建築物の耐震化の重要性を認識していても、実際に耐震診断・耐震改修を行うことは難しいことが考えられます。

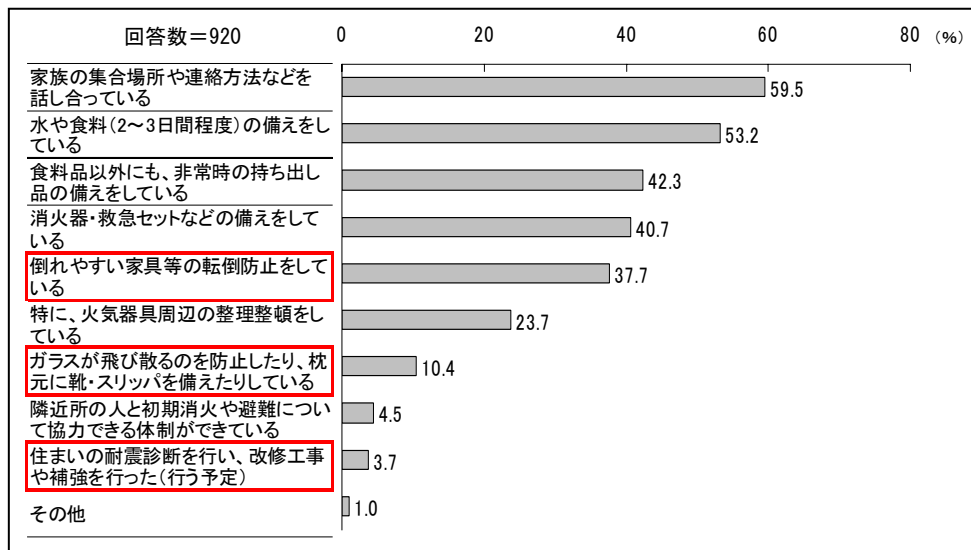
このような現状を踏まえ、市では住宅及び建築物の耐震化を促進するための施策に取り組みます。



▲図3-1 災害時に対する準備



▲図3-2 災害時に対する準備 一過年度比較



▲図3-3 災害に対する準備の内容

(第8回入間市市民意識調査より)

2 耐震化の促進に関する基本的な考え方

(1) 取り組み方針

建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が建築物の耐震化の重要性を認識し、所有または管理する建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

そのためには、市は、県や関係団体と連携しながら建築物の耐震化に関する意識啓発を進めることが重要です。

また、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすいように、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等、耐震化促進に取り組みます。

(2) 役割分担

ア) 建築物所有者等

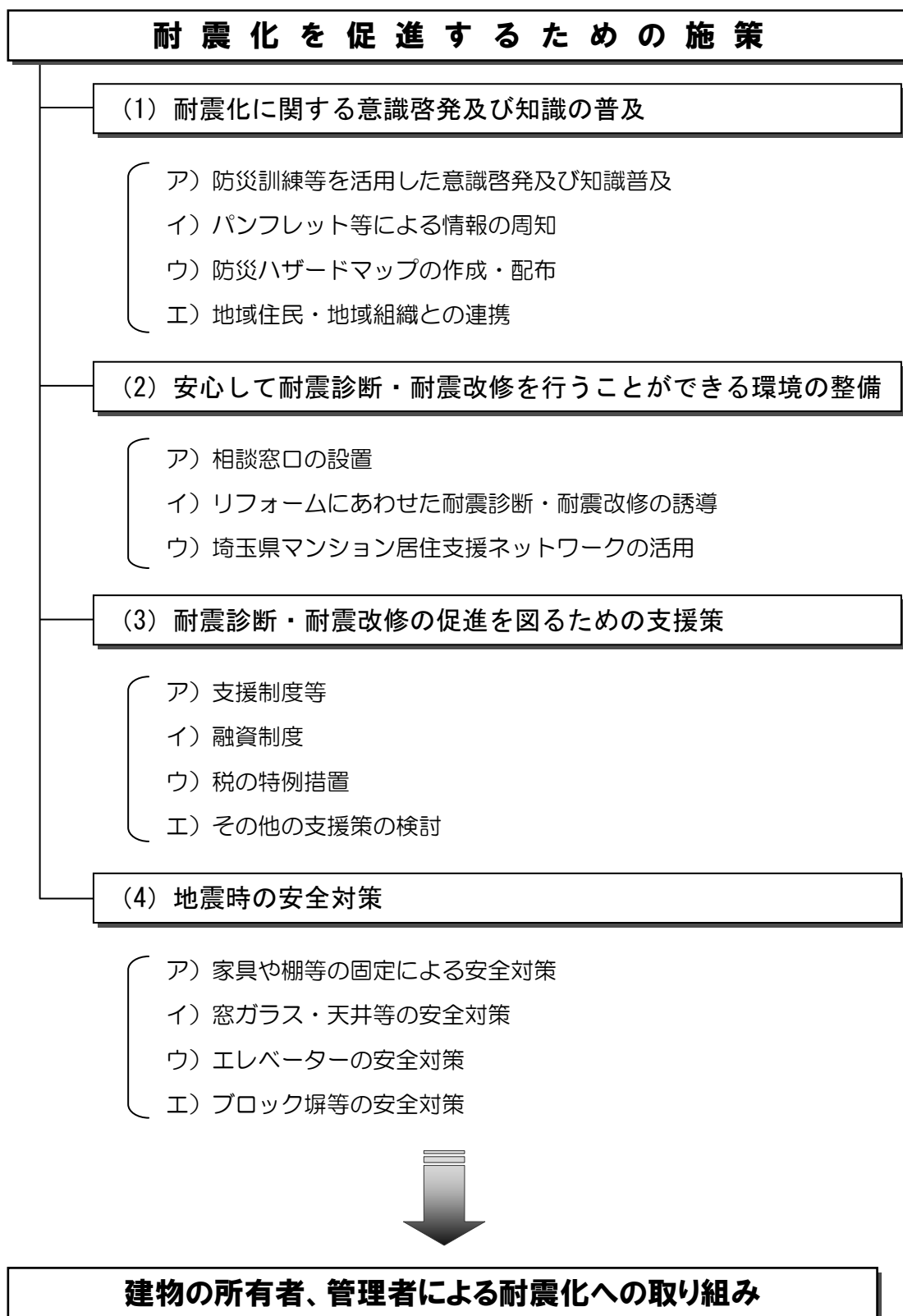
建築物の所有者等は、自らの問題、地域の問題として住宅及び建築物の耐震化及び地震時の安全対策等に取り組むものとします。

イ) 市

市は、県や建築関係団体と連携し、建築物の所有者等に対する耐震診断・耐震改修に関する意識啓発や知識の普及、地震時の安全対策等に関する情報提供及び安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができる環境の整備等に努めます。

市有建築物については耐震化の基本方針に基づき、計画的な耐震化に努めます。

3 耐震化を促進するための施策



▲図 3-4 耐震化を促進するための施策の概要

(1) 耐震化に関する意識啓発及び知識の普及**ア) 防災訓練等を活用した意識啓発及び知識普及**

防災訓練や消防フェアその他の防災イベント等の機会に地震防災に対する意識啓発を図ります。また、建築士等への相談機会の提供や各種講座の開催等により市民の耐震診断・耐震改修に関する知識普及に努めます。

イ) パンフレット等による情報の周知

耐震改修に関する意識啓発や知識の普及、耐震診断・耐震改修に関する各種制度や地震時の安全対策等について広報やパンフレット等により情報の周知を図ります。

ウ) ＊防災ハザードマップの作成・配布

発生のおそれのある地震の概要と地震による揺れやすさの程度や地震発生時における建物被害が生じる危険度、避難所等の防災情報を記載した防災ハザードマップを作成・配布します。これらの情報を周知・共有することにより防災意識の向上や住宅及び建築物の耐震化に関する意識啓発を図ります。

エ) 地域住民・地域組織との連携

「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念のもと、地域に密着した自主防災組織の活動支援、育成を図っています。

自主防災組織等との連携により地震時の安全対策、耐震診断・耐震改修に対する意識啓発や簡易耐震診断の受診促進を図ります。

(2) 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができる環境の整備**ア) 相談窓口の設置**

住宅及び建築物の所有者等が、安心して耐震診断・耐震改修を実施できるように建築士等の専門家による相談窓口を設けています。

イ) リフォームにあわせた耐震診断・耐震改修の誘導

住宅のリフォームやバリアフリーリフォームに関する相談等の機会に、耐震診断・耐震改修に対する情報提供や意識啓発を行ないます。

ウ) 埼玉県マンション居住支援ネットワークの活用

埼玉県マンション居住支援ネットワークを活用し、マンション管理組合、区分所有者等に適切な情報提供及び普及啓発を行いながら、耐震診断・耐震改修に関する相談に対応します。

(3) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

ア) 支援制度等

・簡易耐震診断

市では、図面等に基づく木造住宅の簡易耐震診断を無料で行っています。
(資料編P 29 参照)

・入間市木造住宅耐震診断補助制度

木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助します。
(資料編P 29 参照)

・埼玉県建築物耐震改修等事業

埼玉県の民間建築物を対象とした補助制度の周知を図ります。
(資料編P 30 参照)

イ) 融資制度

住宅金融支援機構は耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資(融資限度額1,000万円)を行っており、高齢者向け返済特例制度も設けています。これらの融資制度の周知を図ります。(資料編P 31 参照)

ウ) 税の特例措置

耐震改修等に関する税の特例措置として、住宅に関しては所得税、固定資産税、住宅ローン、中古住宅購入の際のローンなどを減税、事業用建築物については耐震改修に要した費用の10%の特別償却を認める措置を設けています。これらの税の特例措置の周知を図ります。(資料編P 31 参照)

エ) その他の支援策の検討

市は本計画の目標を達成するため、住宅及び建築物の耐震化に関する支援策の検討に努めます。

(4) 地震時の安全対策

市は県と連携して、地震時の安全対策の普及・促進を図ります。

ア) 家具や棚等の固定による安全対策

地震発生時、建築物の屋内において、家具、タンス、食器棚、書棚、商品棚などが転倒・移動して負傷者が発生することがないように、家具の転倒防止等屋内での安全確保の方法等の情報提供に努めます。

イ) 窓ガラス・天井等の安全対策

窓ガラスや天井の落下し、それによって負傷者が発生しないように、窓ガラス・天井等の落下防止のための安全対策の周知及び指導等に取り組みます。

ウ) エレベーターの安全対策

地震発生時、エレベーターが緊急停止し、閉じ込められることを防ぐため、エレベーターの日常点検の普及及び指導に取り組みます。

エ) ブロック塀等の安全対策

地震発生時に、道路沿いの構造物（ブロック塀、看板、落下物など）が転倒し、負傷者が発生したり交通の妨げにならないように、ブロック塀及び看板等の安全点検及び改修指導等に取り組みます。

なお、市では、家庭緑化の推進と災害防止に役立たせるために、生け垣を設置する家庭に補助金を支給しています。この補助制度の周知を図ります。

(資料編 P 29 参照)

第4章 その他耐震化促進に関する事項

1 優先的、重点的に耐震化すべき区域及び建築物の設定

県計画及び入間市地域防災計画に定められた緊急輸送道路の指定状況及び市が作成する防災ハザードマップ等に基づき、重点的に耐震化すべき区域の設定について検討していくものとします。

また、以下に挙げるような建築物等については優先的に耐震化の促進を図ります。

- 災害時に拠点等となる建築物
- 医療・救護活動の中心となる建築物
- 避難所となる学校及び体育館等
- 耐震改修促進法第6条各号で規定する特定建築物
- 旧耐震基準で建築された木造住宅

2 関係団体等による協議会の活用

市は、県、市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図ります。

▼表 4-1 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

会員数 82（平成20年1月1日現在）

県 埼玉県						
市町村 70市町村						
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市
飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市
鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市
入間市	鳩ヶ谷市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市
久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市
幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	伊奈町	三芳町
毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町	川島町
吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	東秩父村
美里町	神川町	上里町	寄居町	騎西町	北川辺町	大利根町
宮代町	白岡町	菖蒲町	栗橋町	鷲宮町	杉戸町	松伏町

建築関係団体 11団体（順不同）	
社団法人埼玉建築士会	社団法人埼玉県建築士事務所協会
財団法人埼玉県建築住宅安全協会	社団法人埼玉県建築設計監理協会
社団法人埼玉県建設業協会	社団法人埼玉県住宅産業協会
財団法人埼玉県住宅センター	埼玉土建一般労働組合
建設埼玉	埼玉県住まいづくり協議会
財団法人さいたま住宅検査センター	

3 市有建築物の耐震化の基本方針

(1) 市有特定建築物等の耐震化の基本方針

市有特定建築物等の耐震化を計画的、かつ、効率的に進めるため、次の事項等を勘案し、優先的に耐震化すべき建築物や耐震性能向上の目標値等を検討していくものとします。

ア) 建築物の用途及び規模

- ・耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物（多数の者が利用する建築物）

イ) 入間市地域防災計画における位置付け

- ・避難所等となる建築物
- ・災害時に拠点等となる建築物

ウ) 耐震改修促進法に基づく安全性の評価

- ・耐震診断の結果に基づく建築物の地震に対する安全性の評価

(資料編 P 28 参照)

(2) その他の市有建築物

その他の市有建築物についても、市有特定建築物等の耐震化の基本方針に準じ、計画的かつ効率的に耐震化を検討していくものとします。

(3) 耐震化促進に向けた取り組み

市有特定建築物等の耐震化については、前述した基本方針に基づいて、耐震診断・耐震改修を計画的に進めていくために、できるだけ早期に整備プログラムを策定します。

また、目標耐震化率の達成に向けては、今後、積極的な取り組みを展開していく必要があり、その前提として以下の課題等について検討していくものとします。

- 施設の需要や立地、建替え及び統廃合並びに費用対効果等の観点
- 補助金や交付金等の活用による財源の確保と費用の縮減
- 効果的、かつ、効率的な耐震化促進に向けた連携・推進体制の整備

4 関連制度の活用

(1) 耐震化を促進するための指導や命令等

市は県が行う耐震改修促進法による指導等及び建築基準法に基づく勧告又は命令について、その活動に協力していきます。(資料編 P32 参照)

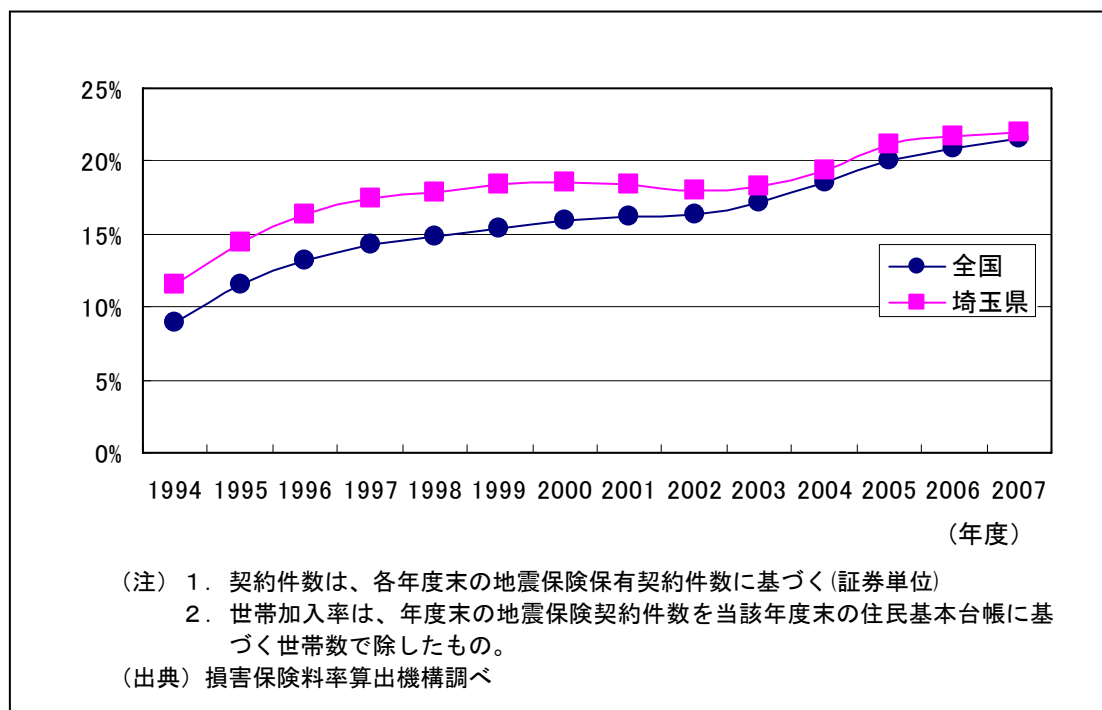
(2) 特定建築物等のデータベースの作成

市は、建築物の耐震診断・耐震改修を促進するために、特定建築物のデータベースの作成を検討します。

(3) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、現在加入率が全国平均 21.4%、埼玉県平均 22.0%（平成 19 年度末現在）という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

このため、市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などとともに、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特例措置について、情報提供に努めます。



▲図 4-1 地震保険の契約件数・世帯加入率の推移

5 計画の進行管理

平成 27 年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。

耐震化の促進のためには、計画策定後の継続的な事業実施が重要であり、進捗状況について定期的・継続的に検証することが有効です。

また、市では、市有建築物の耐震化に向けた整備プログラムを策定するとともに、市内における推進体制の構築を図り、計画的な進行管理に努めます。

進捗状況により、計画の目標等について適宜見直しを行うこととします。

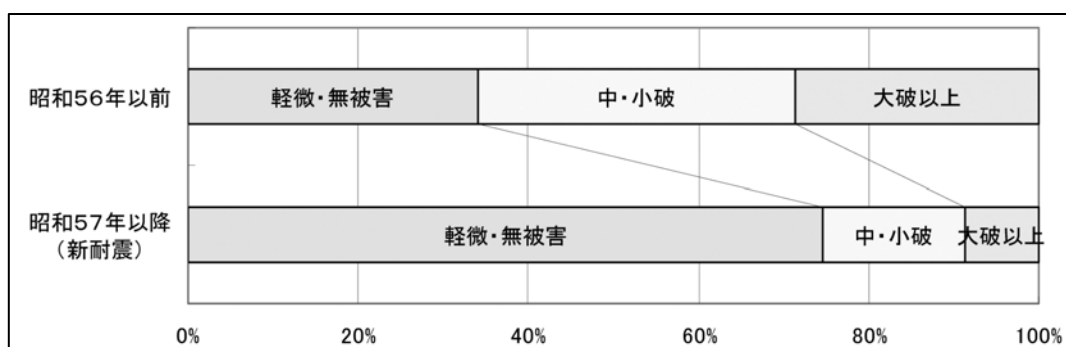
資料編

- 資料1 建築基準法における構造基準の改正…………… 28
- 資料2 建築物の地震に対する安全性…………… 28
- 資料3 各種支援制度…………… 29
 - 簡易耐震診断
 - 入間市木造住宅耐震診断補助制度
 - 生け垣づくりに補助金を支給
 - 埼玉県建築物耐震改修等事業
 - 耐震改修等に関する融資制度
 - 耐震改修等に関する税の特例措置
- 資料4 耐震化を促進するための指導や命令等…………… 32
- 資料5 用語解説…………… 34

資料1 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年に宮城県沖地震が発生し、その被害を踏まえ、昭和56年には耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正されました（昭和56年6月1日施行）。この改正を境に、昭和56年6月1日以降に着工された建物が「新耐震基準」による建物、昭和56年5月31日以前に着工された建物が「旧耐震基準」による建物と表現されています。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災においては、旧耐震基準による建物に被害が多く、新耐震基準における被害は比較的少ないという傾向が明らかになっています。



▲阪神・淡路大震災での新旧耐震基準別建物被害

阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）

資料2 建築物の地震に対する安全性

耐震改修促進法では建築物の地震に対する安全性を耐震診断に基づく指標 I_s 値^(注)及び q 値^(注)により評価することとしています。

■安全性の基準

- (1) I_s 値が0.6以上の場合で、かつ、 q 値が1.0以上の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い。
- (2) (1) 及び (3) 以外の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある。
- (3) I_s 値が0.3未満の場合又は q 値が0.5未満の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い。

(注) I_s 値：建物がどれだけ地震に強いのかを示す指標です。建物の強度や粘りさらには建物の形状、経年変化を考慮して導き出されます。

q 値：保有水平耐力に係る指標であり、建物がどの程度の水平力まで耐えられるかを表します。

資料3 各種支援制度

1. 簡易耐震診断

市では、「簡易耐震診断」を実施しています。「簡易耐震診断」は建築図面等を基に簡易耐震診断を無料で行っています。対象となるのは、以下の条件を満たすものです。

- ア) 市内にある昭和56年5月末までに工事着工した建物
- イ) 木造戸建て住宅（2×4工法含む）で2階建て以下
- ウ) 延べ面積500平方メートル以下のもの（1階+2階の面積）

2. 入間市木造住宅耐震診断補助制度

市では、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断に要する費用の一部を補助します。

- 補助対象建築物) ・ 昭和56年5月31日以前に着工した、木造2階建て以下の戸建住宅又は兼用住宅（2×4工法含む）
- 補助金額) ・ 耐震診断に要する費用の2分の1（5万円を限度）

3. 生け垣づくりに補助金を支給

市では、家庭緑化の推進と災害防止に役立たせるために、生け垣を設置する家庭に補助金を支給しています。

- 設置基準) ・ 道路に2m以上沿って設置する
- ・ 道路との境界線から30cm後退した線の内側に設置する
- ・ 角地では、隅切りをする
- ・ 植栽する樹種に規定はないが、樹木の高さは80cm~1mを標準とする
- ・ 本数は1m当たり5本を標準とする
- 補助金) ・ 1m当たり3,000円とし、6万円を限度とする。

4. 埼玉県建築物耐震改修等事業

県では、民間建築物を対象とした補助制度（埼玉県建築物耐震改修等事業）を創設しています。

(1) 対象建築物

多数の者が利用する建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が1～3以上、かつ、延べ面積が500～1,000㎡以上の建築物（用途により階数及び規模要件が違います。））

(2) 対象区域

以下の10市を除く埼玉県内すべての区域（ただし、耐震補強工事の場合は対象区域が限られます。）

所管行政庁10市（さいたま市、川口市、川越市、所沢市、越谷市、上尾市、草加市、春日部市、狭山市及び新座市）

(3) 事業の概要

	耐震診断	耐震改修設計	耐震改修工事
補助率	2/3	2/3	一般建築物 15.2% 避難施設等 2/3
補助 限度額	300万円	一般建築物 1,300万円（設計+工事） 避難施設等 4,400万円（設計+工事）	
補助対象 事業費	<床面積当たり単価> ・1,000㎡まで：2,000円/㎡ ・1,000㎡超2,000㎡まで： 1,500円/㎡ ・2,000㎡超：1,000円/㎡	3,300円/㎡	47,300円/㎡
建築時期	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物		

5. 耐震改修等に関する融資制度

▼耐震改修等に関する主な融資制度

対象	主な内容
住宅	<p>■住宅金融支援機構 概要：耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資</p> <p><input type="checkbox"/>リフォーム融資 融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%以内）</p> <p><input type="checkbox"/>高齢者向け返済特例制度 融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%以内）</p> <p><input type="checkbox"/>マンション共用部分リフォーム融資 融資限度額：戸当たり150万円（工事費の80%以内）</p> <p><input type="checkbox"/>賃貸住宅リフォームローン 融資限度額：1,000万円</p>

6. 耐震改修等に関する税の特例措置

▼耐震改修等に関する主な税の特例措置

対象	主な内容
住宅	<p>■所得税 条件：平成20年12月31日までに自己住宅の耐震改修を完了した場合 （注）昭和56年5月31日以前に着工された建築物 内容：耐震改修工事を行った、その翌年分の所得税額から耐震改修に要した費用の10%（上限20万円）を控除</p>
	<p>■固定資産税 条件：平成18年1月1日～平成27年12月31日までに耐震改修が完了した場合 （注）昭和57年1月1日以前から所在する建築物 （注）工事費用が戸当たり30万円以上のもの 内容：耐震改修工事を行った、その翌年分から下記の期間、当該住宅の戸当たり120㎡相当部分につき、固定資産税額を減額 ・平成18～21年に改修完了した場合、3年間1/2に減額 ・平成22～24年に改修完了した場合、2年間1/2に減額 ・平成25～27年に改修完了した場合、1年間1/2に減額</p>
	<p>■住宅ローン減税 内容：住宅の耐震改修工事費用における年間ローン残高の1%を所得税額から控除（10年間適用）</p>
	<p>■中古住宅購入の際のローン減税 内容：新耐震基準を満たす中古住宅については、築後経過年数要件（耐火建築物：築後25年以内、耐火建築物以外：築後20年以内）を除外</p>
事業用建築物	<p>■所得税、法人税 条件：平成20年3月31日までに、耐震改修促進法に規定する特定建築物について、同法の認定計画に基づく耐震改修工事を完了した場合 （注）同法に基づく耐震改修に係る指示を受けていないものを対象 内容：耐震改修に要した費用の10%の特別償却を認める</p>

資料4 耐震化を促進するための指導や命令等

1 耐震改修促進法による指導等の実施

市は、*所管行政庁（埼玉県）が行なう耐震診断・耐震改修の的確な実施を確保するための指導等の活動に協力していきます。

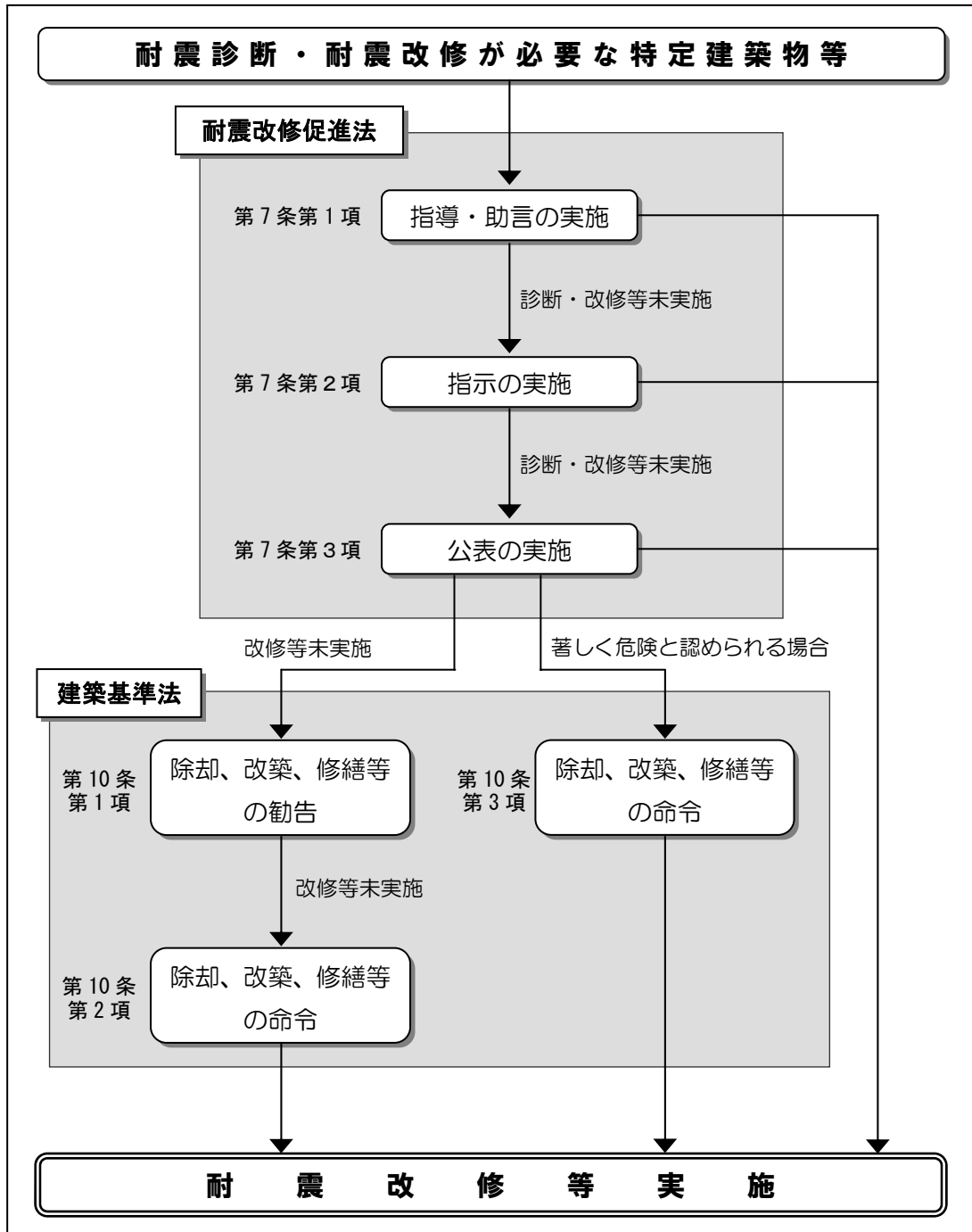
これは、特定建築物の所有者に対し、必要に応じて法第7条第1項の規定に基づく指導・助言並びに同条第2項に基づく指示等を実施することができるものであり、また、その指示に従わなかった場合には、その旨を同条第3項に基づき公表を行うことができます。

2 建築基準法に基づく勧告又は命令の実施

所管行政庁が法第7条第3項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が適切な措置とらなかった場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、*特定行政庁（埼玉県）が建築基準法第10条第3項の規定に基づく改修命令を行うことができます。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。

県が上記に基づく命令等を行う場合、市はその活動に協力していきます。



▲指導・助言及び勧告・命令等の流れ

資料5 用語解説

あ

●入間市地域防災計画（1章P2）

地震や風水害などの大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、「災害対策基本法」に基づき、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

か

●活断層（1章P7）

新生代第四紀後期以降に地震を起こし、今後も活動を継続すると考えられる断層。活断層では地震が過去に繰り返し発生しており、また今後も地震が発生すると考えられているため、活断層の活動度の評価は、そこを震源として発生する地震の予知に役立つと考えられている。

●建築物の耐震化（1章P1）

旧耐震基準の建物について耐震診断を実施し、耐震性がないと判定されたものは改修、改築等を行い、地震に対する安全性を確保すること。

●建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）（1章P1）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断・耐震改修を進めることとされた。

さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・耐震改修を早急に進めるため、数値目標（目標とする耐震化率）を盛り込んだ計画の策定が都道府県に義務付けられた。

さ

●住宅・土地統計調査（2章P11）

わが国における住宅の規模、構造、住宅・土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯等に関する実態調査。昭和23年以来5年ごとに行われていたが、平成10年度調査より、「住宅統計調査」から「住宅・土地統計調査」と調査名を変更して内容の拡充が図られた。

●所管行政庁（資料4P32）

耐震改修促進法第2条第3項の規定に基づき、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

入間市では、大規模な建築物等の所管行政庁は埼玉県であり、法に基づく特定建築物に対する指導・勧告等は埼玉県が行なう。そのため、建築物の耐震診断・耐震改修の促進にあたり、施策を効率よく、かつ、効果的に構築し適用していくためには、県との適切な役割分担及び施策の連携を図ることが重要である。

●新耐震基準（1章P3）

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は昭和56年の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。新耐震基準では、中程度の地震（震度5強程度）に対しては被害が起こらないことを、強い地震（震度6強～7程度）に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内もしくは周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

●震度（1章P6）

ある場所における地震の揺れの強さ。以下は気象庁震度階級関連解説表。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

*ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

た

●耐震改修（1章P1）

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替え又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

●耐震化率（1章P1）

耐震性を満たす住宅・建築物数（昭和56年6月1日以降の建築物数＋昭和56年5月31日以前の建築物のうち、耐震性を満たす建築物数）が住宅・建築物数（昭和56年6月1日以降の建築物数＋昭和56年5月31日以前の建築物数）に占める割合のこと。

●耐震診断（2章P13）

地震の揺れによって住宅及び建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅及び建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

●特定行政庁（資料4P32）

建築確認や違反建築物への是正命令などを建築基準法に基づいて行う建築主事が置かれている地方自治体の長のこと。入間市においては大規模な建築物については県知事が、小規模な建築物については市長が特定行政庁となっている。

●特定建築物（1章P4）

特定建築物とは、定められた用途や規模を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物。（昭和56年5月31日以前の構造基準によるもの）「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場及び地震により倒壊し道路を閉鎖させる建築物のこと。

●都道府県耐震改修促進計画（1章P1）

住宅及び建築物の耐震診断・耐震改修等の耐震化の取り組みを計画的に進めることを目的とし、耐震化の数値目標や具体的な施策を盛り込んだ計画。平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行され、都道府県に対して策定が義務付けられるとともに、市町村に対して策定の努力義務が課せられた。

は

●表層地盤（1章P6）

中規模建築物等の荷重を負担させる地盤を支持地盤といい、表層地盤とは支持地盤から地表面までの地盤のことをいう。一般的に、表層地盤の層厚が薄いほど固い地盤、厚いほど軟らかい地盤であることが多く、また、地震による地表でのゆれの強さは表

層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなるという特性がある。

●プレート (1章P7)

プレートは、地球の表面を覆う、十数枚の厚さ 100km ほどの岩盤のこと。プレート内部やプレート間の境界部に蓄積した歪みが限界を越えて急激に岩盤がずれて歪みを開放することで地震が発生する。

●防災ハザードマップ (3章P20)

市民の地震災害に対する意識啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による揺れやすさの程度や地震発生時における建物被害が生じる危険度、避難所等の防災情報を記載した地図のこと。

ま

●マグニチュード (1章P7)

地震そのものの規模を示す値。マグニチュードは地震のエネルギーと関係した量で、マグニチュードが1大きくなるとエネルギーは約32倍大きくなる。

